

議案第 1 3 号

旭市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

旭市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)に基づき、学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、市が設置する学校(法第3条第2項に規定する義務教育諸学校をいう。)において、学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収及び納付)

第4条 市長は、次条の規定により学校給食費の減額又は免除をした場合を除き、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費負担者は、教育委員会規則で定めるところにより学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、第2条第3号に規定する保護者に係る学校給食費を免除する。ただし、次の各号に掲げる給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る学校給食費については、この限りでない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するもの
- (2) 国又は地方公共団体が学校給食費負担者に対して行う学校給食費に関する給付(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める学校給食費に関する給付

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。